

公開

決裁権者
副市長

編てつ
番 号

起因日 平 30 . 8 . 27	起案日 平 30 . 8 . 27	決裁日 平 30 . 8 . 28	施行日 平 30 . 8 . 28
文書分類 06-20 (21エネルギー構造高)	保存年数 10年(40年度まで)	文書番号 第 号	
文書主任 審 査	文書審査担当課審査	浄書 校合 公印	発 送
起案者 広報広聴課 広報広聴係 山内勇輔 ㊟ 内線 1317 番		公開状況	

件名
五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等調
査・設計業務の施工について (伺い)

決裁

市長	副市長	副市長			
					
部長	次長等	課長等	係長等	係員	
					
合議 政策推進部 部長	財政課 次長等	課長等	係長等	係員	
					
部長	次長等	課長等	係長等	係員	
部長	次長等	課長等	係長等	係員	

伺　　い　　文

主文

経済産業省実施の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」の交付が決定したことから、「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務」につきまして、以下のとおり実施することとしてよろしいか。また、業務を進めるにあたり業者選定を行うため、入札執行依頼を契約課に提出することとしてよろしいか。お伺いします。

■業務名 五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置等調査・基本設計業務

■選定方法 9月の定期入札において指名競争入札により決定

■事業費 6, 218, 400円

■予 算 【歳出】 02 総 01 総務管理費 01 一般管理費 13 委託費 ※30年度
(情報発信強化事業費) 6,000,000円

【歳入】 15 国 02 国 01 総務費国庫補助金 01 総務費補助金 ※30年度
(エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金) 6,000,000円

■補助率 10/10

■指名業者 別紙のとおり

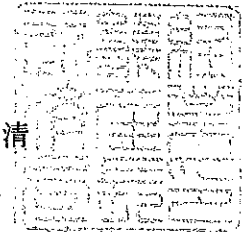
■今後のスケジュール 別紙のとおり

平成30年8月9日

舞鶴市長 多々見 良三 殿

近畿経済産業局長 森

清



平成30年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付決定通知書

平成30年8月1日付け舞市広第39号をもって申請のありました平成30年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成30年8月1日付け舞市広第39号で申請のありました平成30年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金 6,218,400円
補助対象経費	金 6,218,400円
補助金の額	金 6,218,400円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付要綱（20160624財資第1号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

平成30年8月9日

舞鶴市広報広聴課長 殿

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課長

補助金・交付金の遂行に当たっての注意

近年、経済産業省所管補助金制度において、補助金の重複交付その他の不正受給により、補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、「補助金適正化法」という。）に違反する事案が散見され、経済産業省として、同法に基づく所要の措置を行いました。

補助事業者は、補助金交付決定通知書にあるとおり、「補助金適正化法」、「同法施行令」、「交付要綱」を遵守しなければなりません。

また、補助金適正化法等に違反する行為があった場合、当該違反行為を行った補助事業者等に対して、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

併せて、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

- ①補助金適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②補助金適正化法第29条から第31条並びに第33条の規定による罰則。
- ③相当の期間、補助金等の交付決定（委託契約締結も含む）の停止。
- ④相当の期間、当省所管一般競争参加資格の喪失、指名競争入札における指名の停止等。
- ⑤補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
- ⑥刑事告発

したがって、補助事業者におかれましては、厳正に補助事業を遂行していただきますようお願いいたします。

なお、事業執行にあたり、場合によっては、取引先企業（物品購入先等）に対して面談・ヒアリングにより、契約状況等を確認することもありますので、ご協力方お願いいたします。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）
（昭和三十年法律第七十九号）

第四章 補助金等の返還等

（決定の取消）

- 第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（加算金及び延滞金）

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第六章 罰則

- 第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。
- 第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
 - 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
 - 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第三十二条 省略
- 第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。
- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

エネルギー構造高度化・転換理解促進事業(FM難聴地域解消)指名業者(案)

業者コード	業者名	支店名	業種	部門	業者区分	資格者 (電気通信)	実績 (電波調査)	指名案2
条件				A	B	C	D	A&B & CorD
83353	オリジナル設計(株)	京都北営業所	建設コンサルタント	電気電子	府内		○	指名
33014	(株)建設技術研究所	京都事務所	建設コンサルタント	電気電子	府内		○	指名
83312	国際航業(株)	京都支店	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
13021	全日本コンサルタント(株)	京都営業所	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
83065	中央復建コンサルタンツ(株)	京都営業所	建設コンサルタント	電気電子	府内		○	指名
83139	中日本建設コンサルタント	京都事務所	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
83205	(株)日水コン	京都事務所	建設コンサルタント	電気電子	府内		○	指名
83329	日本工営(株)	京都営業所	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
83281	(株)ニュージェック	京都事務所	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
83266	パンフィックコンサルタンツ	京都事務所	建設コンサルタント	電気電子	府内	○		指名
								10

市内に 指定業者あり

* 部門で資格者を網羅して応募認めて
 作成済み
 記載済み

11-01-04

五老スカイワ－再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置業務スケジュール

	H30 9	10	11	12	H31 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成30年度事業業者決定																
平成30年度事業実施																
平成31年度提案募集																
平成31年度提案採択																
平成31年度補助金交付申請																
平成31年度補助金交付決定																
平成31年度事業実施																